

船橋市教育委員会会議 12月定例会会議録

1. 日 時 平成17年12月22日(木)
開 会 午後2時
閉 会 午後3時10分
2. 場 所 教育委員室
3. 出席委員
- | | |
|----------|---------|
| 委 員 長 | 高 木 恒 雄 |
| 委員長職務代理者 | 村 瀬 光 一 |
| 委 員 | 數 野 美つ子 |
| 教 育 長 | 石 毛 成 昌 |
- * 中原美恵委員は欠席
4. 出席職員
- | | |
|------------------|---------|
| 管理部長 | 松 本 泰 彦 |
| 学校教育部長 | 松 本 文 化 |
| 生涯学習部長 | 安 達 美代子 |
| 管理部参事兼総務課長 | 渡 部 安 夫 |
| 管理部参事兼財務課長 | 近 藤 恒 |
| 生涯学習部参事兼文化課長 | 市 原 悟 |
| 生涯学習部参事兼生涯スポーツ課長 | 野 内 修 |
| 施設課長 | 木 村 和 弘 |
| 学務課長 | 小 湊 裕 一 |
| 指導課長 | 石 井 和 明 |
| 保健体育課長 | 中 村 新 吉 |
| 社会教育課長 | 須 藤 元 夫 |
| 青少年課長 | 大 野 栄 一 |
| 青少年センター所長 | 園 田 哲 雄 |
5. 議 題 議事日程のとおり

船橋市教育委員会会議 12月定例会議事日程

日 時 平成17年12月22日（木） 午後2時
場 所 教育委員室

委員長開会宣告

第1 前回会議録の承認

第2 議決事項

請願第 7号 公民館利用料に関する請願について
議案第61号 船橋市教育委員会組織規則の一部を改正する規則について

第3 報告事項

- (1) 平成18年度職員人事異動方針について
- (2) 学校職員の指導措置について
- (3) 平成17年第4回船橋市議会定例会について
- (4) 船橋市公民館使用料等検討委員会の答申について
- (5) 西図書館所蔵図書を除籍に関する損害賠償事件について
- (6) 平成17年度葛南地方生涯学習振興大会の開催について
- (7) 第27回船橋市写真展の開催について
- (8) 第50回成人の日記念船橋市民駅伝競走大会の開催について
- (9) 2005船橋市民マラソン大会の実施報告について

委員長閉会宣告

委 員 長

ただ今から、教育委員会会議12月定例会を開会いたします。

本日の開催に当たりまして、中原委員が所用により会議を欠席することになりましたので、報告いたします。

それでは、会議録の承認についてお諮りいたします。

11月17日に開催しました教育委員会会議11月定例会の会議録をコピーしてお手元にお配りしてございますが、よろしければ承認したいと思います。ご異議ございませんか。

全 委 員

異議なし。

委 員 長

異議なしと認めますので、当該会議録について承認いたします。なお、中原委員には、過日承認をいただいております。

今回の教育委員会会議12月定例会の開催に当たりまして、会議を傍聴したい旨、1名より申し出がありました。

傍聴人を入場させてください。

(傍聴人入場)

委 員 長

傍聴人にお願いがございます。

お渡しいたしました傍聴券の裏面に記載されておりますとおり、1、みだりに傍聴席を離れないこと、2、私語、談話、拍手等をしないこと、3、議事に批評を加え、または賛否を表明しないこと、4、飲食、喫煙等をしないこと、5、前各号に掲げるもののほか、議場の秩序を乱し、または会議の妨害になるような行為をしないこと、6、傍聴される方はすべて係員の指示に従ってください。

以上の傍聴人の遵守事項についてよく守っていただき、傍聴されるようお願いいたします。

それでは議事に入りますが、報告事項(1)及び報告事項(2)については、船橋市教育委員会会議規則第14条第1項第1号の「任免、賞罰等職員の身分取扱いその他の人事に関する事項」に該当しますので、非公開としたいと思います。ご異議ございませんか。

全 委 員

異議なし。

委 員 長

異議なしと認めます。当該報告事項を非公開といたします。

次に、本日の議事日程につきまして、報告事項（４）「船橋市公民館使用料等検討委員会の答申について」は、請願第7号「公民館利用料に関する請願について」を審議するに当たっての参考案件となることから、当該報告事項については請願の審議の中で報告するものとし、また、先ほど非公開と決しました報告事項（１）及び報告事項（２）を、報告事項（９）の後に繰り下げることにしたいと思っております。ご異議ございませんか。

全 委 員

異議なし。

委 員 長

異議なしと認めます。本日の議事日程につきましては、報告事項（４）を請願第7号の審議の中で報告するものとし、また、報告事項（１）及び報告事項（２）を、報告事項（９）の後に繰り下げることにいたします。

それでは議事に入ります。

初めに、請願第7号について審議いたします。

この件につきまして、審議参考のため、社会教育課、報告事項（４）の報告とあわせて説明願います。

社会教育課長

報告事項（４）の「船橋市公民館使用料等検討委員会の答申について」ご説明をいたします。資料の25ページから30ページです。

本年9月30日、市長から検討委員会に対しまして諮問をいたしました。諮問文は29ページでございます。

諮問の中の審議事項は、公民館の使用料についてと公民館使用料の減免制度についてでした。30ページに記載されております委員の方々に、9月30日から12月2日まで4回の審議を経て、会長の齋藤哲瑯氏から答申をいただきました。

答申の内容につきましては、資料の26ページの経緯のところでも触れているところでございますが、現行の公民館使用料は、昭和61年に改定されたもので、約20年にわたって据え置かれていること。平成14年に

出された生涯学習施設使用料等検討委員会の答申では、「使用料金は、当面の間現行どおりとするが、今後、使用料金の見直しを検討する際には、減免制度の一部を見直し、光熱水費の実費相当額の負担を求める」とされていること。それから、平成15年10月に策定された「船橋市財政健全化プラン」の中で、「受益者負担の適正化」が挙げられ、公民館使用料の見直しが明記されていること。以上のことから、使用料についてと減免制度についてとが検討され、答申に至ったものです。

答申の内容ですが、使用料については、最新の決算額をもとに基準単価を決めること、料金の均等化を図ること、貸出区分を3区分から4区分にすること、市外料金を設定すること、一部の設備使用料を見直すこと等が挙げられております。

また、減免制度については、免除団体を、市や関係行政機関並びに市や行政機関が委嘱した委員により構成される団体とし、現在、実質的に免除の団体となっております社会教育関係団体や福祉団体は、減額の団体とする。

減額団体の減額率は、光熱水費相当額に見合うものとし、その割合は5割とする。

以上が答申内容でございまして、付帯事項として、船橋市公民館のあり方についてと、経費の削減と市民サービスの向上について、その2点が挙げられております。

ここで、公民館使用料の現状を簡単にご説明いたします。

平成16年度の数字、すべて約でございしますが、25公民館の年間利用者が延べ185万人、11万1,000団体。そのうち、有料の団体は1万5,000団体、全団体の約14%です。その使用料収入は2,100万円。公民館を利用するほとんどの団体が、免除の団体であるということでもあります。

次に、25公民館の人件費を除いた経費総額は6億5,000万円。その中の光熱水費は1億2,500万円です。したがって、現在の使用料収入2,100万円は、光熱水費の約6分の1ということになります。ちなみに、答申どおりの5割の減額率ということで計算をいたしますと、約1億円の使用料収入が見込まれます。

市といたしましては、答申をいただいたわけですので、今後、この答申内容を踏まえ、公民館の使用料そして減免制度について見直しを行っていく予定です。

以上でございます。

委員 長

ただいまの説明について、何かご質問ございますか。

委員

公民館利用者の人数について、例えば同じ人が1年間に20回使えばそれが20人ということで185万人になったと思うんですけども、実人数でみると市民全体のおよそ何パーセントの方が使っているのか。また、有料化になった場合、どのくらいの料金設定になるのか。例えばこの委員室ぐらいの部屋のスペースがあれば、3時間利用して幾らぐらいになるのか、おおよそで結構でございますので、お聞きしたいと思います。

社会教育課長

ご質問の1点目の、公民館利用者の比率でございますが、少し前の資料で恐縮ですが、平成6年の市民意識調査の資料によりますと、公民館をよく利用すると答えました方が7.1%でした。そして、別の調査ですが、平成11年にまた同じ質問をしたときには7.3%でした。

それから、年数回利用するとか、利用したことがあると答えた方が、平成6年で約29%、平成11年は、実はこれは意識調査ではなく、小・中学校の児童を通して保護者にお聞きした数字でございますが、それでもときどき利用すると答えた方が32.7%という数字でございます。

次に、有料化になった場合の料金設定についてですが、この委員室は公民館ですと大体30人から40人定員の部屋だと思います。現在、3時間で700円という料金が設定されております。ですから、例えば5割の減額率ということでしたら350円ということになりますので、30人で使用の場合、1人あたりの負担額はその30分の1ということになるかと思います。

以上でございます。

委員 長

ほかにございますか。

各 委 員

なし

委員 長

それでは、社会教育課長に請願に関する説明をお願いいたします。

社会教育課長

請願者は、「新日本婦人の会」という会でございます。社会教育関係団体の全市的な団体に「船橋市全婦人団体連絡会」という会がございますが、その会を構成する1団体でございます。現在、社会教育関係団体は、使用料は免除されておりますので、無料でお使いになっている団体でございます。

先ほどご説明しました答申の中で、答申のとおり実施するとすれば、使用料の5割を負担いただく団体が変わることになります。請願の趣旨は、営利を目的としない団体や社会教育活動のため使う場合は無料にしてくださいということでございますので、先ほどの答申のとおりですと使用料の半額を負担していただくこととなりますので、そのことをおっしゃっているのだと思います。

以上でございます。

委員

近隣市の使用料の減免状況については、ご存じですか。

社会教育課長

はい。近隣市、それから船橋も中核市ですのでそのあたりの調査も行ってございますが、ここ数年の間に、ほとんど無料だった自治体が、有料化になる例が非常に多く見受けられます。習志野市は全部無料だったわけですが、今年度から有料化になりました。それから市川市は、ずっと前から有料により運営をしております。

以上です。

委員長

この請願に関して、あるいは先ほどの公民館の説明に関して、何かご質問、ご意見ございますか。

委員

請願を読ませていただきまして、請願された方は、もちろんごもっともだと思います。私もPTA連合会の会長を務めていたとき、公民館をよく利用しておりました。そのころから、来年は有料になるのではというような話が出ていたのですね。それも、もう時代の流れでやむを得ないのかなと思いつつながら過ごしてはいたけれども、結局、私がやっている間、使用

料はかかりませんでした。

それと、利用状況を先ほど説明していただきましたが、全く利用しない方から見ると、多分、料金を取るべきだろうというような意見もあるのではないかと思います。

それで、平成14年の答申は、一応料金を取らないということで決まりましたけれども、平成17年の答申を読ませていただきますと、適正料金を取ってしかるべきというふうに書かれております。

そういう点を勘案いたしますと、この請願は、私といたしましては不採択というふうに思っております。

教 育 長

私も不採択の立場ですけれども、今度のこの答申に至るまでの経緯を説明してもらいましたが、そういった経緯と、それから、この答申を検討していただいた、検討委員会委員の方の所属している団体等を見ますと、社会教育委員さんですとか、公民館の運営に直接携わって審議している方ですとか、一般の市民の方も入っているわけです。答申にもありましたけれども、これからの公民館をもっと考えなさいというような厳しいご意見もあったのですが、そういうことを真剣に考えている方たちが、前回の答申を受けて、これぐらいではどうだということ答申が出されているわけでございます。それを受けて言いますと、この請願のお気持ちは本当にわかるんですけれども、これを教育委員会会議で採択してしまうことは、できかねるという考えでございますので、不採択の意見でございます。

以上です。

委 員 長

他にございますか。

委 員

私は、やはり、その受益者負担というか、少なくとも光熱水費は現に使うわけですから、ある程度の負担はするべきだと思います。

委 員

私から1つ質問がございます。請願の中に使用料の免除と、もう1つは優先的使用というのが書いてございましたけれども、予約をするのに徹夜して並んでというようなことがあるのでしょうか。

社会教育課長

公民館の利用、予約の仕方ですが、二月前の初日に貸し出し予約をするわけですが、年間通しての25館全体の利用状況は56%なんです。

ただ、使う側としては、利用率が70から80%の込み合っている公民館について言えば、思ったようにとれないという状況があるかもしれないと思います。

優先的な使用というのは、多分、今の普通の予約に先立っての予約という意味合いかと思います。そういうことは現実にはしてございません。

以上です。

委員

利用状況は、56%ですか。ということは、全市的にうまく調整をするような機関があれば、もっと効率よくいくような感じがしますが、それは結構です。

委員

例えばこの「新日本婦人の会」ですとか、私どもやっていた「PTA連合会」という会がございませけれども、月にどのくらいまで利用しているのか、決められているのですか。

社会教育課長

先ほど申し上げましたように、利用する人たちにとって思ったようにとれる状況でないということもありまして、現在は、1つの団体が予約できる回数は月2回ということで行っております。二月前の段階で月2回予約をしてもらうわけですが、その後、一月前の段階になってまだ空いている部屋がありますので、その段階でもう2回予約できるようになっていきます。日常的に活動している団体は、それを合わせてほぼ月4回、毎週1回のペースでの活動はできていると思います。はじめに月に2回にしましたのは、例えばある公民館の毎週火曜日の午前中のこの部屋はこの団体ということですとずっと押さえてしまうみたいなことが起こり得ます。そうすると、初めて公民館を使おうとする人たちは、いつ行っても借りられないこととなりますので、まず、二月前の段階で月2回、そして、一月前の段階になってもう2回予約できるようにしております。

以上です。

委 員

船橋の市民であれば、どこの公民館でも使おうと思えば使えるわけですね。

社会教育課長

はい、そのとおりです。

委 員

今、船橋には、減免団体は何団体ぐらいあるかご存じですか。

社会教育課長

私どもに登録している団体数は、約 2, 7 0 0 団体です。

委 員

2, 7 0 0 団体。そうすると 2 5 公民館だと 1 館あたり約 1 0 0 団体ということですね。

委 員 長

他にご意見、ございますか。

各 委 員

なし。

委 員 長

それでは、これより挙手により採決いたします。なお、挙手しない方は不採択とみなしますのでご了承願います。

請願第 7 号「公民館利用料に関する請願について」を採択することに賛成の方、挙手願います。

各 委 員

(挙手なし)

委 員 長

挙手なしにより、請願第 7 号の請願については、不採択とすることに決しました。

続きまして、議案第 6 1 号について、総務課、説明願います。

総務課長

議案第61号「船橋市教育委員会組織規則の一部を改正する規則について」ご説明させていただきます。

昨今のマスコミ報道によるまでもなく、児童生徒が登下校中に被害を受ける犯罪等が今、増加しております。そのことにより、学校や学校周辺の防犯に関する市民の意識の高まりを受け、船橋ではこのような犯罪を起こさないという決意の中で、児童生徒の安全確保にかかわる各種の活動や、関係機関等との調整を行う組織を設置することとしました。そのようなことから、今回、船橋市教育委員会組織規則の一部改正を行うものであります。

新組織は、平成18年1月1日に学校教育部保健体育課内に（仮称）児童・生徒防犯対策室を設置いたします。

主な事務内容ですが、現在、青少年センターで行っております不審者情報の収集・提供業務をまず移管いたします。また、市民防犯課との連携、防犯教室等の安全教育の推進、PTA、自治会及び警察署等との連絡、情報収集、協力関係を円滑に進めるための協議会の立ち上げ、市民共同による学校単位による地域の安全、防犯対策の企画立案等を行う予定であります。

なお、配置人員は3名を予定しております。平成18年1月1日付で発令する予定で今後作業を進めさせていただきます。

具体的な改正箇所ですけれども、資料の5ページ以降の新旧対照表をご覧ください。

まず、5ページの第9条第2項として、保健体育課に児童・生徒防犯対策室を置くことを記載いたします。

6ページになります。第13条です。保健体育課の従来の分掌事務に加え、児童・生徒防犯対策室の分掌事務を加えます。

続いて7ページになります。第23条第3項、これは課の室に室長を置くことができるということで、職の設置について記載いたします。

続いて、第23条第4項、室長の職務を記載させていただいております。併せて第23条の見出しに、室長という職名を加えさせていただいております。

以上でございます。

委員長

ただいま、教育委員会組織規則の一部を改正する規則ということで議題

になりましたけれども、生徒の安全に関することでご意見ございますか。

委員

児童生徒の防犯に対する教育は、どのように行われているのでしょうか。

保健体育課長

各学校における防犯等の指導につきましては、時間を設けて防犯教室とか、それから学級指導の中で、あるいは集会活動の中で、十分に指導している状況でございます。

委員長

他にございますか。

委員

児童・生徒防犯対策室を置くということは非常に素晴らしいことだと思いますが、現在船橋市で、子供たちの安全のために行っている活動、また、これから予定している活動がございましたら挙げていただきたいんですけども。

保健体育課長

各学校では今、安全マップの作成や通学路の見直し等について具体的に行っております。先日も校長会議で各学校の先生方にも、子供たちの通学路等の防犯について、もう一度見直すようお願いしたところでございます。

委員

この前、新聞に載っていたのを見たことあるんですけども、ジャンパーを着て、その後ろに警察官のOBの方が写っていましたよね。

保健体育課長

はい。スクールガードリーダーの育成ということで、文部科学省の事業の一つとして県から委嘱を受けまして、前原小学校、田喜野井小学校、七林小学校、八木が谷小学校の4校において、各地域の方々にお願いして、スクールガード育成のための組織をつくりました。大変好評を得ている組織でございます。

委 員

これからスクールガードをどんどん増やしていこうということですね。

保健体育課長

そのように、この組織が各学校に広がっていくことを望んでおります。

委 員

それから登下校のときに、保護者の方や老人会とか町会の方が通学路に立っていただいている等、各地域で取り組みはしていますけれども、教職員の方もやっているところはあるんですか。

保健体育課長

教職員につきましても、登校時間ですとか、下校時刻に合わせて子供たちの不安な場所、危険だと思われる箇所立っている学校もございます。これは、すべての学校ではございませんけれども、それぞれの学校で先日の事件を受けまして、安全対策については万全を期しているところでございます。

委 員

事故は、絶対こうやれば起きないということはありませんから、地域で一人でも多くの方が子供たちに目を向ける、それだけでも防犯につながると思うんですね。ですから、ぜひ地域と保護者と教職員、学校とか、強力な連携を組めるような体制をつくっていただいて、子供たちの安全を図っていただきたいと思っております。

よろしく申し上げます。

委 員 長

ほかに、よろしいですか。

各 委 員

なし。

委 員 長

それでは、議案第61号「船橋市教育委員会組織規則の一部を改正する規則について」を採決いたします。ご異議ございませんか。

全 委 員

異議なし。

委 員 長

異議なしと認めます。議案第61号については、原案どおり可決いたしました。

続きまして、報告事項に入ります。報告事項（3）について、管理部、報告願います。

管 理 部 長

平成17年の第4回定例会が先日終わりましたので、この市議会の概要についてご報告をいたします。

平成17年第4回定例市議会についてですが、今議会は、平成17年11月28日から12月19日までの22日間で行なわれました。11月28日の初日でございますが、議案として、補正予算案が1件、新規条例案件が1件、改正条例案件が6件、用地取得案件が1件、損害賠償の額の決定及び和解案件が1件、各公共施設の指定管理者の指定案件が16件、その他専決処分の報告がございまして、市長より提案理由の説明がございました。

これらの中で、教育委員会にかかります案件として、船橋市教育委員会会議11月定例会で採択いただきました議案第57号「損害賠償の額の決定及び和解」、議案第59号「船橋市民ギャラリー及び船橋市茶華道センターの指定管理者の指定」並びに議案第60号「船橋市総合体育館及び船橋市武道センターの指定管理者の指定」がございました。

12月2日議案質疑、5日から9日の5日間で一般質問が行われました。教育委員会関係では、指定管理者の指定について、先ほど説明しましたように、16件もの指定管理者にかかる案件がございました関係上、総合的な質問に終始したため、一括して総務部長答弁となり、個別具体的な質問は特にございませんでした。

一般質問では、質問の主なものとして、管理部関係は特にございませぬ。学校教育関係でございますが、小学校給食直営校のアルマイト製食器利用について、学校医の報酬について、栄養教諭の配置について、英語教育について、学校敷地内の禁煙について、障害児の教育環境について、学校図書館について、特別支援教育について、部活動の外部指導者派遣事業について、対外行事参加費補助について、学校の運営について、子供に關す

る相談窓口について、人権教育と子供の権利について、学童・生徒の交通安全について、学校給食の安全について、以上でございます。

生涯学習部関係では、西部公民館建替え時の代替施設について、公民館運営のあり方について、公民館事業について、図書館について、青少年健全育成条例について、公民館使用料について等でございます。

13日に常任委員会、14日に予算特別委員会が開かれました。13日の文教委員会に付託されました案件は、先ほど報告した議案、損害賠償額の決定及び和解、市民ギャラリー、総合体育館等の指定管理者の指定案件3件について議論され、いずれも採択され、本会議最終日、19日でございますが、においても採択となりました。その他、所管事務調査として、西部公民館の建替えについて、現在の進捗状況を報告いたしました。

14日の予算特別委員会では、教育委員会関係では、損害賠償の額500万円を補正予算計上したことから議論の対象となったものでございます。採決の結果、採択となり、最終日の本会議でも採択となりました。

19日の最終日は、上程された案件のすべてを採決し、散会となりました。

以上で報告を終わります。

委員長

何かご質問ございますか。

各委員

なし。

委員長

続きまして、報告事項（5）及び（6）について、社会教育課、続けて報告願います。

社会教育課長

初めに、西図書館所蔵図書除籍に関する損害賠償請求事件について、報告をいたします。資料はございません。

7月のこの定例会で、7月14日に出された最高裁判所の判決、船橋市については原判決を破棄し、高等裁判所に差し戻すという判決についてご報告をさせていただきました。

その後、東京高等裁判所で審理が行われ、去る11月24日に次のような判決がありました。

主文として、原判決を次のとおり変更する。被控訴人、船橋市のことですが、被控訴人は、控訴人に対し各3,000円及びこれに対する平成13年8月26日より、その8月26日というのは廃棄があった日ということです。支払い済みまで年5分の割合による金員を支払え。それから、控訴人らの、その余の請求は棄却する。そして、訴訟費用については、1000分の1を負担せよ。というような内容でございました。

判決の理由としては、最高裁判所の判決を踏まえ、公立図書館の図書館職員である公務員が、図書の廃棄について基本的な職務上の義務に違反して、著作者または著作物に対する独断的な評価や個人的な好みによって不公正な取扱いをしたときは、当該図書の著作者の人格的利益を侵害するものとして国家賠償法違反となるということ。そして、3,000円の説明になるわけですが、当該図書が再び西図書館に備えつけられ、閲覧に供されていること等を総合的に判断して、1人当たり3,000円が相当であるということでした。

なお、この判決を不服として、控訴人から12月6日付で上告の手続がされております。

次に、平成17年度葛南地方生涯学習振興大会の開催について、ご報告をいたします。お手元の資料31ページでございます。

葛南地方社会教育連絡協議会主催によります振興大会、今回は、本市の中央公民館で1月31日に行われます。この協議会は、市川、浦安、習志野、八千代、船橋の5市の社会教育委員で構成されている会で、現在の会長は本市の藤田静江社会教育委員長です。この大会、広く参加を呼びかけている大会でございますので、この場でご報告をさせていただきます。

以上でございます。

委 員 長

何かご質問ございますか。

各 委 員

なし。

委 員 長

では、続きまして、報告事項(7)について、文化課、報告願います。

文 化 課 長

第27回船橋市写真展の開催について、説明いたします。お手元の資料

33ページをご覧になっていただきたいと思います。

第27回船橋市写真展ということで、船橋市写真連盟と共催で行うものでございます。会期につきましては、平成18年1月20日から29日の午前10時から午後6時半まででございます。会場につきましては、船橋スクエア21ビルの3階の船橋市民ギャラリーで行います。

表彰式につきましては、1月29日に午後1時30分からギャラリーで行い、また、解説会と申しまして、審査の先生方お二人を招きまして会場で解説を行うというもので、毎年好評を得ているものでございます。ちなみに昨年度ですけれども、272点の応募がありまして、1,703人の鑑賞者がございました。ぜひご覧になっていただきたいと思います。

以上でございます。

委員長

何かご質問ございますか。

各委員

なし。

委員長

続きまして、報告事項(8)及び(9)について、生涯スポーツ課、続けて報告願います。

生涯スポーツ課長

恒例となっております第50回成人の日記念船橋市民駅伝競走大会でございます。お配りしました開催要項に基づきまして、1月15日、日曜日に開催いたします。現在、一般が41チーム、高校6チーム、中学校26チームの参加が予定されているところでございます。競技の運営上、関係者そろっての開会式はできませんので、教育委員の皆様方には、ご都合がございましたら沿道でのご声援をお願いしたいと思っております。

昨年度は、荒天のため中止となりましたので、駅伝日和の中での開催を期待しているところでございます。

次に、11月19日、土曜日に開催いたしました「2005船橋市民マラソン大会」の実施報告でございます。運動公園周回コースにて518人の参加を得て開催いたしました。大変寒い中ではありましたが、多くの関係者の協力のもと、大会が無事終了しましたことを、ご報告申し上げます。

以上でございます。

委員長

何かご質問ございますか。

各委員

なし。

委員長

続きまして、先ほど非公開と決しました報告事項(1)及び報告事項(2)に入りますので、傍聴人及び関係職員以外の方は退席願います。

(傍聴人、関係職員以外退席)

それでは、報告事項(1)について、総務課、学務課、報告をお願いしますが、初めに、総務課、報告をお願いします。

報告事項(1)「平成18年度職員人事異動方針について」、総務課長及び学務課長から報告された。

委員長

続きまして、報告事項(2)について、学務課、報告願います。

報告事項(2)「学校職員の指導措置について」、学務課長から報告された。

委員長

傍聴人及び職員を入場させてください。

(傍聴人、職員入場)

本日予定しておりました議案等の審議は終了いたしました。ほかに何かございませんでしょうか。

委員

私から1つ。先月のこの委員会から1カ月の間に、各学校の研究授業をいろいろ見させていただきました。非常に優秀な学校ばかり見せていただきまして、大変安心いたしました。これがすべて船橋の標準であれば、船橋の教育も問題はないなと思えました。どの学校も非常に熱心に、非常に真剣に取り組んでいました。ご報告申し上げたいと思います。

委員長

これで教育委員会会議12月定例会を閉会いたします。